


|                           |  |  |   |
|---------------------------|--|--|---|
| 第 224 回<br>都市懇サロン<br>レポート | 線引き制度の行方<br>—制度発足から 50 年を振り返って—  |  |   |
| 講 師                       | 柳沢 厚<br>(C-まち計画室)  | 開催日  | 平成 30 年 9 月 13 日 (木)<br>18 : 00 ~ 20 : 00 |
| 講 師<br>プロフィール             | <p>C-まち計画室 代表<br/>昭和 18 年生まれ、長野県出身<br/>昭和 44 年 京都大学大学院 (修士) 修了後、建設省入省 主に都市計画・建築行政分野に在籍<br/>平成 4 年 同省退官後、民間建築設計事務所勤務を経て、平成 13 年 (株) C-まち計画室を開設<br/>平成 23 年 同社解散 個人事務所 C-まち計画室とし、現在にいたる</p>  |  |   |
| お話の概要                     | <p>線引き制度発足より 50 年が経過し、各所で運用がなされてきた中でこれまでの成果を振り返るとともに、制度の今後のあり方についてお話を伺った。</p> <p>①制度発足の目的：スプロール防止による公共投資を効率化→市街地形成の促進<br/>②制度運用による影響：6 割の成功（開発を市街化区域内に誘導、宅地水準が向上）と 4 割の破綻（公共投資効率化の不徹底、小規模開発によるスプロール化の継続）<br/>③線引き制度と制度<br/>1) 線引き制度と立地適正化計画：居住誘導区域が市街化区域の破綻部分を改善しきれず、行き詰まりとなっている線引き制度の改正が先送り。<br/>2) 線引き制度と生産緑地制度：農業者の希望に沿って地区指定を実施しているため、生産緑地指定に計画論が見られない。<br/>④線引き制度の今後：線引き制度の限界に対して、線引き制度を廃止し、自主条例による線引き制度と同等の規制（安曇野市適正土地利用条例等）が考えられる。</p>                    |  |   |
| 意見交換の概要                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線引き制度の強制力が立地適正化計画により市町村判断に委ねられている。<br/>⇒立地適正化計画＝都市マスと認識している。人口減少への緊急対応に都市機能誘導区域は設定すべきだが、居住誘導区域の設定は施策の限界かと考えている。</li> <li>・安曇野型は用途地域を廃止により、補助申請時のデメリットになるのではないか。<br/>⇒用途地域指定がないと貰えない補助が存在しないので影響はない。</li> <li>・生産緑地指定の 30 年ルールは厳しい。緩和策の議論は協会内であったのか。<br/>⇒農地利用を 30 年継続した人向けの緩和策は協会で検討したことがある。ただし、国土交通省からは受諾は難しいと返答があった。</li> <li>・農地転用や都市計画は行政内で別部門だが、連携や抑制は可能かと考えられるか。<br/>⇒連携は図るべきだが、農地が減るという点で農林水産省の反発もある。</li> </ul> |  |   |
| 記録者のひとこと                  | <p>線引き制度に重なる形で、土地利用に関する制度（国の方針）が制定されているが、旧来制度の課題を解消するには積極的に部門間連携を図る必要があると感じた。</p> <p style="text-align: right;">《都市懇サロン運営部会 委員 徳永 将之》</p>  |  |   |